

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 中小企業経営にまつわる随想
- II. 自社株の評価見直しについて
- III. 消費税課税区分について
- § 経営セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・助成金情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 中小企業経営にまつわる随想

——相続・事業承継 part II ——

暑中御見舞い申し上げます。

TFG会長 藤原 忠 義

前回のPart1（1月号）でも触れましたが、事業経営者の相続問題はとりもなおさず事業承継問題が軸となります。もとよりM&A等の事業譲渡或いは事業廃業という選択肢もあります。

死は年齢を選ばないという現実の中で経営者による遺言書の作成と事前対策書による意思表示（以下単に意思表示という）が極めて大事な点、申し上げる迄もないことです。経営者自らの高齢化により、一段とリスクが高くなってきたので、意思表示をすませたというのはもはや回避できない事柄でしょう。経営者により違いはあるものの、変転きわまりなく推移する長丁場の中で、その節々の局面なり状況下での意思表示（できれば定期的に）が一層重要視されてくると思われまます。これらは将来、承継後の経営に制約を与える様な事項を対象としている訳ではありません。意思表示をしておくことによって法律的、経済的、経営的に相続・事業承継がうまく運ぶであろうという点に絞っておくべきものです。さらには残されるであろう相続人、事業関係の人々に気苦労とかいらぬトラブルを防止するという点にも十分に配慮すべきものです。放置しておけば多額の相続税に苦しみ相続人が借金しないと払えない等の、状況になるといった問題のタレ流しは、事業経営者として望むところではありません。事前の諸対策を打ちその打った処置につき、意思表示をしておくといった事柄も、当然その範囲に入れておくべきでしょう。しかし乍ら万全な意思表示をしておくということは、そうたやすい事ではありません。

実は私共の真の狙いはこの様な体制を確立しておくことによって、経営者ご自身の後顧の憂いを少しでもとり除き、今後の経営に一段と邁進できる境地を獲得するということにこそあります。以下誌面の関係もあり、相続・事業承継で多いケースを対象にして、経営者が整備しておくべき事前対策（遺言書作成を含む）について触れたいと思います。

(1) 法律上の経営権の確保

会社法の株主総会による普通決議は過半数、特別決議は2/3以上でないとならざる限り、物事が決められません。中小企業の日常からみて一体何の話かと受けとられるかと思いますが、所詮これが法律上の経営権の問題です。

これの対策として①後継者(ここでは直系親族と仮定。以下同じ。)に対し出来る丈早い段階より、現経営者の株式を生前贈与(累積税率を避けるため年を分けて実行)する、②遺言書に後継者に結果として自社株全体の2/3以上になる様、相続させる自社株式の株式数を明示し自筆で記述しておく、③生前に於いて自社定款の条項に、普通株式以外の無議決権株式あるいは取得条項付株式等の種類株式が発行できる旨を、追加する定款変更を株主総会で決議させておくこと。以上で対処できると思いますが未だ問題あるとすれば次に打つ手は残っています。※現有限会社の出資一口は一株として取扱いでき株式会社と同様種類株式も適用できます。

(2) 後継経営者育成の為の要件整備

中々現実的には進展しない事柄ではありますが、年令、健康状況を洞察し、極力バトンタッチの為のリレーゾーンの距離、この場合は、期間になります。これを余裕を以て設定することが肝要です。そして引継ぐべきバトンはイメージとして100個位あるものと思って下さい。そしてその優先順位を決めて、与えられた期間内に何をどの位の時間をかけて、引継いでいくかとのロードマップを作成することが必要だと思います。もとより実戦の中での引継ぎですので、現経営者の職務責任の後継者への分割スケジュールの問題とうけとめて実施する事が肝要かと存じます。(当社発刊の戦略経営計画 Q&A P232~を御参照下さい)

(3) 後継事業並びに各相続人の資金収支への配慮

一般的には中小企業経営者の相続財産は自社の「株式」という財産に大きな比重がかかり、預金等の流動資金は小さめです。従って相続税の納付をカバーできないケースも多々見受けられます。相続は相続なりに対応しておく必要性が高く、やはり相続税のみならず、後継者の不安を払拭するため、相続直後には資金的ゆとりが必要不可欠と考えるべきでしょう。そこで現経営者が元気なうちに会社契約で本人を被保険者とする生命保険契約を締結しておくことがこれ又不可欠なことです。それによって相続人には死亡退職金という形で分割され、保険金の一部は後継の事業に留保することになります。※相続申告手続により相続人中後継者が相続した自社株式(2/3迄)に対応する相続税額については特別に納税猶予される制度があります。事前対策ではありませんが計画対象となります。但し一口では以上の様になりますが、これらが現実を実現するためにはそれなりの手続きなり法的処置があつてのことですので、この点に限らず詳しい税理士先生と綿密な協議が必要かと存じます。

(4) 相続税の合理的節税

御存知かと思いますが、相続税法の大改正により、激変状況を呈しており、国税庁によると相続税申告者は一昨年5.6万人だったが昨年は10.3万人と納税者は倍近く増え、又納税額も年度課税分と異なり1桁違う高額(昨年申告分で被相続人1当り1,758万円)になります。従って合理的に節税する為の対策が不可欠となっております。いずれも事前の対策なくしては実現できないという点よくご理解して下さい。①生前贈与を贈与税の基礎控除とか、相続税、贈与税の両方の税率を比較し乍ら実施していく。②自社株式の税務上の評価を健全性重視で見直し、ダウンさせる工夫を講じる③相続財産中預貯金の比重が高い場合、適正な財産の分野別運用配分に照らし再編成を検討する。④名義預金、生前贈与の税理士による見直しの実施が必要でしょう。一般に不備が多く調査で追徴される比重が高い。⑤配偶者(婚姻期間20年以上)への居住用不動産(共有割合による贈与も可)又はその取得の為の金銭の贈与は2千万円迄は特例により配偶者控除により課税されません。該当者はこの手続きとなります。*他様々です。いつでも**TFG**に声をかけて下さい。

(5) 相続財産の相続人への公平な分割

これは現経営者にして始めて可能なことだと思われる。事業承継の成功を前提として相続人全員に対して公平感をもってもらうための被相続人自体の意思表示(遺言状の作成)と寄与分等に対する説明を加える。

主な項目は以上です。細部は様々ありますが今回はここまでとします。拙筆はこの辺でおきます。どうも有難うございました。皆様方の御健闘を心よりお祈り申し上げます。

Ⅱ. 自社株の評価見直しについて

—平成 29 年度以降の相続・贈与より—

平成 29 年度の税制改正により、自社株の評価について、より実態に即した評価を行うための改正が行われています。同族株主等は原則的評価方式により自社株を評価します。さらに原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があり、類似業種比準方式は、類似する業種の上場会社の株価を基とし「配当」「利益」「純資産」の要素を上場会社と比較した割合を乗じ、さらに会社規模に応じた斟酌率を乗じて自社株を計算します。

上場企業の株価上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変動がない場合であっても、自社株の評価が上昇しているケースがあります。上場株式の株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することがないように以下の項目が改正されています。

■「配当」「利益」「純資産」の比重が 1：1：1 に

平成 28 年以前は、「配当」「利益」「純資産」の比重が 1：3：1 で計算していましたが、改正により、1：1：1 で計算することになりました。この改正により利益の比重が「5 分の 3」から「3 分の 1」と小さくなり、利益が株価に与える影響が少なくなっています。例えば、機械等の購入により特別償却を実施し、赤字を計上した事業年度に自社株の譲渡を予定していた場合には、利益の株価に与える影響が少なくなっているため以前ほど自社株の評価は下がりにくくなります。

■類似する業種の上場株式の株価に「前 2 年間平均」を追加

上場株式の株価は、「課税時期以前 3 ヶ月のうち最も低い株価」「前年平均株価」に加え「課税時期以前 2 年間の平均株価」が選択できるようになりました。これにより、上場企業の株価の急激な変動が中小企業の株価に与える影響は小さくなります。

■上場会社の連結決算を反映

従来、上場会社の「配当」「利益」「純資産」の比準要素は、単体決算の数値を使っていましたが、グローバル化を反映させるため連結決算の数値を反映させることになりました。

■評価会社の規模区分の見直し

自社株の評価は、会社の規模区分(大会社・中会社・小会社)に応じ、大会社は類似業種比準方式により評価し、中会社・小会社は類似業種比準方式と純資産価額方式の併用により計算します。上場会社との比準要素がない場合などは純資産価額方式のみで評価します。評価会社の規模区分の見直しにより、大会社及び中会社の適用範囲が拡大されています。例えば、以前は従業員 100 人以上で大会社であったものが改正により従業員 70 人以上に見直されています。

■評価の見直しを受けて

同族会社のオーナーにとって会社の安定と発展のためには自社株対策は重要なポイントです。自社株

の相続税評価は出資した金額の何倍にもふくれあがって高額になっていることがあります。単純にそのまま後継者へ贈与すれば多額の贈与税がかかり、あるいは株を所有したまま亡くなってしまうと相続税がかかってきます。また経営権の確保の問題もあり実際上は第三者への売却も困難な状況にあります。従って、ある程度は自社の株価が現在いくらぐらいであるか？は知っておく必要があり早い段階から対策を講じていく必要があります。

今回の見直しにより、自社株の評価は下がるケースが多いと思われませんが、社歴が長く内部留保の厚い会社などは、逆に評価が上がる場合もあります。一度新しい評価方法で自社株の評価をしておくことをお勧めします。



助成金情報コーナー

■人材開発支援助成金について

今回紹介するのは、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成される「人材開発支援助成金」です。この「人材開発支援助成金」は、昨年度までは「キャリア形成促進助成金」という名前で、中小企業にとって、とても人気のある助成金でした。今年度は、名前と制度の内容を変えて、再び実施されています。事前に認定を受けた計画に基づき、制度を導入・実施した場合に、事業主または事業主団体等に対して助成されます。

Ⅲ. 消費税課税区分について

—見分け方を確認しましょう—

消費税の課税事業者や経理を担当している方は消費税の課税区分を間違ったりそもそも課税区分の意味がわからないと思っている方も多いかと思えます。そんな時のために今回は大まかに消費税の課税区分の見分け方の概略を見ていきたいと思えます。

■消費税とは

消費税は、国のHPによれば以下のようなことが書かれています。

消費税とは物品を購入した場合やサービスの提供を受けた場合の取引に対して課税される税金です。消費税の課税対象は、①国内において事業者が②事業として対価を得て行う③-1 資産の譲渡、③-2 貸付け及び③-3 役務の提供と④外国貨物の輸入です。

ここでいう③-1 資産の譲渡等とは、事業として有償で行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提

供をいいます。例えば、商品や製品の販売のほか、事業用設備を売却することが資産の譲渡に当たり、資産の貸付けとは、資産に係る権利の設定など他の者に資産を使用させる一切の行為をいいます。

③-3 役務の提供とは、サービスを提供することをいいます。例えば、土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、情報の提供、出演などが該当します。

また、②対価を得てとは、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に対して反対給付を受けることをいいます。したがって、営利を目的としない寄付金や親睦会の会費などは、消費税の課税の対象とはなりません。また、対価を得てというのが条件ですから、無償で行われた資産の譲渡には、原則として消費税がかかりません(課税対象取引になりません)。

取引には課税取引と不課税取引があります。そして課税取引には課税対象になる取引だけでなく非課税取引と免税取引もあります。この中で消費税の対象となる取引は①課税取引だけなので②非課税取引 ③免税取引 2 不課税取引は消費税の対象となりません。そしてこの取引の区分を課税区分とっています。

不課税取引は上記消費税の対象条件①国内において、②事業者が対価を得て③資産の譲渡、貸付、役務の提供の取引にひとつでも当てはまらなければ該当します。例えば①海外での取引や②事業者ではない個人間の取引②無償の取引などは不課税取引となります。

非課税取引は上記消費税の対象条件にすべて該当するため課税取引となる取引ではありますが政策的に課税しないほうが良いという取引です。非課税は例外的に定められた取引ですから限定的に列挙されていて種類が少ないのでよく使う数項目は覚えておくといいです。主な非課税取引は以下のようです。

主な非課税取引

- (1) 土地の譲渡及び貸付
- (2) 有価証券等の譲渡
- (3) 預貯金の利子、保険料
- (4) 商品券、プリペイドカードなどの物品切手類の譲渡
- (5) 国や地方公共団体が行う一定の事務にかかる役務の提供
- (6) 社会保険医療の給付等

■免税取引とは

事業者が国内で対価を得て商品などを販売する取引は、課税取引として課税対象になりますが、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、消費税は国内で消費されるものを対象とする法律なので、外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくものです。例えば、商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などのいわゆる輸出類似取引などです。

■まとめ

以上、見てきましたように、消費税の課税区分は大まかに課税と取引と不課税取引に分かれ、課税取引には課税取引だけでなく非課税と免税取引が含まれます。

消費税課税区分を判定する場合はまず消費税の制度趣旨を踏まえてこのどれに該当するかを考えるとわかりやすいと思います。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。
最近業種によっては、仕事をする上でも海外の方と一緒にいる機会が増えています。とりわけ付加価値の高い仕事のできる海外の方は、労働ビザや滞在においても優遇されるようですが、法務省ホームページでは高度人材のポイント制について解説されております。

「法務省 高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_3/

経営者向け「学びの場」 のご紹介

「なにわマーケティング大学 2017」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成 23 年度より開講し、7 年目となる講座が本年度も 7 月より開講いたします。
「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてからさらに考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいかがでしょうか。

(5 つの講座から自由に選択可)

- 【講座名】
- ・売れるマーケティング発想講座
 - ・売れるブランディング講座
 - ・売れるプライス戦略講座
 - ・売れる Web マーケティング講座
 - ・売れる販促広報実践講座

【対 象】 経営者・経営幹部 各講座/定員 30 名 (有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

TFG 夏季休暇のご案内

8 月 14 日 (月) から 8 月 16 日 (水) を夏期休暇とさせていただきます。宜しくお願い致します。

以上、詳しくは TFG 共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFG では経営管理システムの一環として国際基準の ISO にも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座 1 丁目 4 番 4 号
野村不動産四ツ橋ビル 8 F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐